

所長	次長	技監(兼) 企画課長	技監(兼) 伊豆支所長	総務課長	用地管理課長	維持調査課長	工事課長	都市計画課長	支所主幹	課	係	担当者

打ち合わせ記録簿

件名	との協議について
日時	平成23年5月19日(木) 午後2時00分～午後3時40分
場所	熱海市役所4階B会議室
出席者	熱海市役所：建設課・まちづくり課・産業振興課・水道温泉課 本庁：環境局廃棄物リサイクル課(2名) 東部保健所：廃棄物課(4名) 熱海土木事務所：用地管理課( )
	( )の代理人( )・土地売買の仲介人( )・( )
	( ) ( )氏 他2名( )
内容	<p>熱海市伊豆山で土採取・開発行為をしてきた( ) (以下、( )がその所有地を( )の( )氏に売却したことを受けて、これまで( )が赤井谷で行ってきた土採取の現場の今後の処理方法について、平成23年5月19日に熱海市役所で( )の代理人、売買の仲介人および関係各所が集まって今後の処理方法について検討した。</p> <p>しかし、出席予定だった( )の( )の( )が急遽欠席したため( )という者が受け答えに対応したが、( )氏は事情を承知しておらず何か質問されても施工業者でないとわからないとして説明を逃れ、また市役所担当者が説明している折にも頻繁に携帯電話で通話をするなどして市役所担当職員を苛立たせて説明が途切れる場面も多々あった。</p> <p>( )が欠席したため大きな進展はなかったが、以下のようなやりとりが交わされた。</p> <p>○熱海市( ) 平成23年4月17日付で静岡県土採取等規制条例第13条1項に基づいて報告書の提出を要請したのは承知しているか。</p> <p>○( ) ( )は知っていると思う。</p> <p>○熱海市( ) この要請について、今後現場をどのように処理していくのは文書での報告を求める。</p> <p>○( ) 要望は確認しておく。要望についてはまた回答する。</p>

○熱海市( )

2つ要望する。(1)土採取の届出がされている区域について。この区域については盛土がされているが、法面が崩れてきており危険である。今の法面を何とかしてほしい。また、排水が適切にできるようにし、森林法の観点から植栽をお願いする。(2)土採取の届出がされていない区域について。土採取の届出がされていない区域にも土が盛られているが、市はあくまでもこれを「仮置き」と捉えている。仮にこれを土採取として考えればゆうに1haを超えている。あくまで「仮置き」なのでその土砂は外に出して欲しい。本来的には、土を盛るだけでも土採取の届出は必要となる。

○( )

では、処理方法の計画書を出してからということになるか。

○熱海市( )

処理方針が決まるまでは現場を動かさないでほしいとは言ったが、そのままいいということではない。現場の重機を目の前にしてそこで指示をするわけにはいかない。まずは文書なり図面なりで処理方法の確認をしたい。

○熱海市建設課( )

条例に基づいて報告書を出してほしい。4月17日の文書のコピーをもう一度お渡しする。前回送付した文書の回答期限は平成23年5月13日が回答期限だったが、平成23年5月31日までに出してほしい。

○( )氏

計画を出すのが目的ではない。計画を出したら実行に移して欲しい。

○熱海土木事務所

土木事務所としては、二級河川逢初川の河川管理者として河川の汚濁を懸念している。逢初川河口付近には伊豆山港があるが、逢初川の汚濁水が港に流れ込んで苦情を受けたことがある。仮の話になるが、漁業被害が出た場合には原因者に責任が問われることも想定されるので留意いただきたい。また、( )の土地売買で特約を交わしているということだが、もし支障がないようであれば内容を教えてほしい(※別添。( )、( )。売買仲介人の了承を得たうえで熱海市よりコピーを受理)。

○静岡県土採取等規制条例より抜粋○

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

## 土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

### 議 事 次 第

平成23年5月19日(木) 午後2時  
市役所4F B会議室

1 開 会

2 出席者自己紹介

3 議 題

① 熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議

(1) 経過報告及び計画概要の説明(説明:建設課)

(2) 届出者の考え

(3) 今後の対応方法

(4) その他

熱海市役所 建設課

TEL: 0557-86-6409

FAX: 0557-86-6429

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者(予定)

H23.11.5

来 庁 者

届出者:

土地所有者:

関係者:

行 政

東部農林事務所

東部健康福祉センター(東部保健所)

廃棄物課

熱海土木事務所

用地管理課

熱海市

建設課

まちづくり課

観光部

産業振興課長

上下温泉水道部長

水道温泉課

## 土の採取等計画届出書の経緯 (熱海市伊豆山字赤井谷)

### 1) 土の採取等計画届出書

- ① 申請者: [REDACTED]
- ② 住所: [REDACTED]
- ③ 申請面積: 9,446 m<sup>2</sup>
- ④ 工期: 平成22年7月8日

### 2) 用途地域、その他の地区

- ① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域
- ② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法
- ③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

### 3) その他 —— 『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道線施設 —— 調圧槽、ポンプ場、送水管

### 4) 問題点

- ① 届出工事完了期間が過ぎても、現場が完了しない。(完成届けが未提出)

#### ② 産業廃棄物の処理

### 5) 現場の状況 (盛り土し法面を築造して8ヶ月が経過)

- ① 届出区域内
  - ・盛り土した法面が崩れ始めている。
  - ・盛り土した斜面の端(右側、左側)に水が流れ掘削されている。
- ② 届出区域外
  - ・進入道路より山側に盛り土あり。
- ③ 産業廃棄物の処理
  - ・進入道路に産廃を引いている。山側の盛り土が産廃である。

### 6) 現況写真 (撮影日:5月17日)



土の採取等申請経緯

平成 18 年 9 月 12 日	用地取得
平成 19 年 3 月 9 日	届出書の提出(上流部)(下流部)
平成 19 年 4 月 9 日	届出書の受理書交付(上流部)——工期 受理日から 12 月
※ 下流部の土採取条例の届出(H19.6.2 東部農林治山課と協議) → 2019.7.17 1. ダム 2 基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。 2. 上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)	
平成 19 年 4 月 12 日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成 19 年 4 月 日	伐採届け(不明) → 七尾の間に盛土 → 2019.11.15
平成 21 年 3 月 10 日	盛土の開始(電話連絡)
平成 21 年 6 月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成 21 年 11 月 4 日	熟土、東農、市で合同会議
平成 21 年 11 月 13 日	受理書について指示事項を通知。 (土採取、伐採届け、風致)
平成 21 年 11 月 17 日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成 21 年 12 月 9 日	受理書の変更、工法、工期:H22.4.8日まで
平成 22 年 3 月 23 日	工期の変更、工期:H22.7.8日まで
平成 22 年 7 月	8月10日完成予定( [redacted] から口答で確認)
平成 22 年 8 月	盛土土砂に混廃材を使用(木)
平成 22 年 9 月 9 日	[redacted] に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成 22 年 9 月 17 日	土採取条例 8 条第 1 項の届出について(要請)
平成 22 年 10 月 8 日	土砂搬入の中止要請 → [redacted]
【土地所有者の変更】 [redacted]	
平成 23 年 3 月 日	静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について (再要請) → 23
平成 23 年 4 月 17 日	静岡県土採取等規制条例にかかる報告書の提出について (要請)—— (条例 13 条第 1 項)
5 . 12 日	
★ 今 [redacted] が [redacted] に [redacted] したのか?	

作成年月日:平成 23 年 5 月 19 日 [redacted]

